

○高圧ガス販売事業廃止届（一般則、液石則、冷凍則）

根拠法令

- ・法第21条第5項
- 一般則第44条
液石則第44条
冷凍則第30条

適用

- ・販売の事業を廃止した場合

必要書類

1. 高圧ガス販売事業廃止届書
(一般則様式第26、液石則様式第25、冷凍則様式第17)
2. 高圧ガス販売事業届の副本
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）